委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月15日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	宮城県	
3. 市区町村名	柴田町	
4. 届出番号	4	
5. 独自利用事務の事例番 号	65–1	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.shibata.miyagi.jp/index.cfm/82,27240,163,289,html	

執行機関名 柴田町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの	柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年柴田町条例第十九号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第一 第一の項 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年柴田町条例第十九号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年柴田町条例第十九号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦</u> の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、 <u>その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図る</u> ことを目的とする。	第一条 この条例は、配偶者のない女子又は男子及び現にその者に監護されている児童で構成されている家庭並びに父母のない児童を含む家庭(以下「母子・父子家庭」という。)に対して医療費を助成することにより、母子・父子家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和五十八年柴田町条例第 十九号)